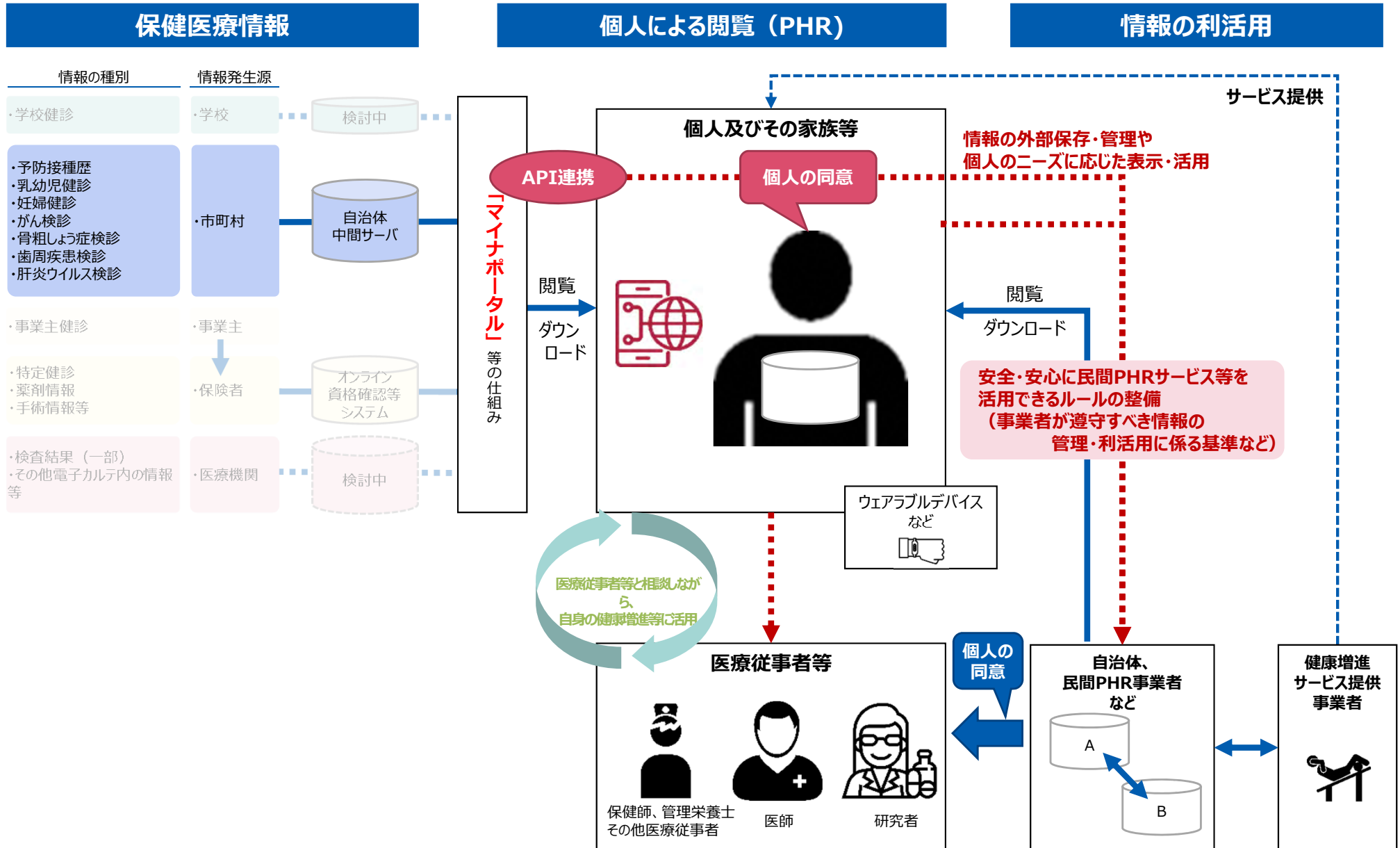


令和4年4月19日

第31回 国と地方のシステムワーキング

厚生労働省における取組（PHR・遠隔医療）について

PHRの全体像



データヘルス改革に関する工程表

第8回データヘルス改革推進本部
(令和3年6月4日) 資料より抜粋、一部改変

- マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報を把握できるようにするとともに、UI（ユーザインターフェイス）にも優れた仕組みを構築する。
また、患者本人が閲覧できる情報（健診情報やレセプト・処方箋情報、電子カルテ情報、介護情報等）は、医療機関や介護事業所でも閲覧可能とする仕組みを整備する。
→ これにより、国民が生涯にわたり自身の保健医療情報を把握できるようになるとともに、医療機関や介護事業所においても、患者・利用者ニーズを踏まえた最適な医療・介護サービスを提供することが可能になる。

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備	健診・検診情報							
	乳幼児健診・妊婦健診	●						
	特定健診		●					
	事業主健診（40歳未満）					●		
	自治体検診 がん検診、骨粗鬆症検診 歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診					●		
	学校健診（私立等含む小中高大）						●	
	予防接種 定期接種 A類：ジフテリア、百日せき等 B類：高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌	●						
	安全・安心な民間PHRサービスの利活用の促進に向けた環境整備							
より利便性の高い閲覧環境の在り方の検討								

● マイナポータルで閲覧可能（2020年6月～）

● マイナポータルで閲覧可能（2021年10月～）

法制上の対応・システム改修
● マイナポータルで閲覧可能（2023年度中～）

データ標準化、システム要件整理
システム改修
● マイナポータルで閲覧可能（2022年度早期～）

標準的な記録様式の策定
実証実験、システム改修
システム整備でき次第、随時提供開始
● マイナポータルで閲覧可能（2022年度中～）
※2024年度中に全国の学校で対応

● 2017年6月以降の定期接種歴はマイナポータルで閲覧可能（2017年6月～）
※新型コロナワクチンについては、ワクチン接種記録システム（VRS）を開発・運用
※可能な限り早い段階で、新型コロナワクチンについても閲覧可能に

ガイドライン整備
● マイナポータルと民間PHR事業者のAPI連携開始（2021年度早期～）
業界団体等と連携したより高い水準のガイドラインの整備
業界団体等と連携した第三者認証の立ち上げ
● 適正な民間PHRサービスの提供に向けて第三者認証制度等の運用開始（2023年度～）

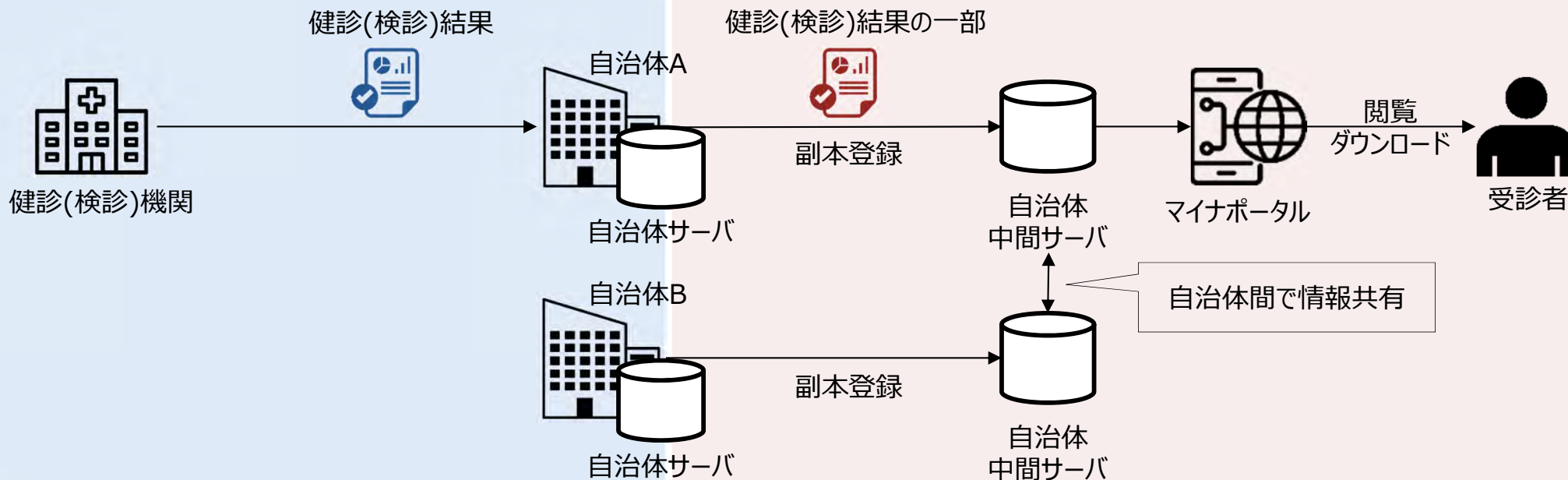
マイナポータルの利便性向上に向けた取組
ヒストリカルな健康情報にアクセスしやすい仕組みなど、利便性の高い閲覧環境の在り方を検討（マイナポータル以外の方策を含む）
● 検討結果を踏まえた措置（2024年度以降順次～）
※可能なものから2024年度を待たずに順次閲覧可能に

自治体サーバを介した検診情報の標準様式の作成による情報共有及びマイナポータルとの情報連携

●標準様式について

①健診機関から自治体へ提出する健診結果用フォーマット
(健診指針に基づく標準フォーマット)

2021年8月にフォーマットを公開



②自治体が中間サーバに登録するためのフォーマット
(番号法に基づくデータ標準レイアウト)

2022年改版にて反映予定

●スケジュール

データフォーマットの素案作成

番号法改正(通常国会)

データフォーマット案等の自治体向けパブコメなど

仕様の確定(8月頃)

2020年

2021年

3月

2022年

3月

市町村におけるシステム改修
(8月~2022年3月)

マイナポータルでの提供開始
(2022年度早期)

疾病予防対策事業費補助金における
健(検)診結果の利活用に向けた
情報標準化整備事業に基づき補助

遠隔医療について①

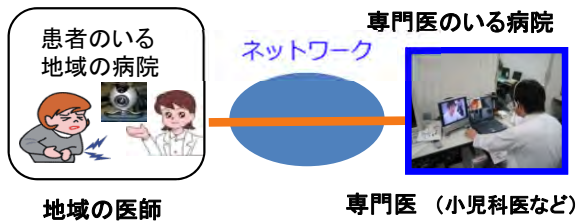
- 遠隔医療の活用により、離島など医療資源が十分でない地域においても、必要な医療の提供が可能となる。
- このため、遠隔医療の活用促進に向け、遠隔医療に用いるICT機器の導入支援について、関係省庁が実施する関連施策とも連携しつつ、都道府県を通して一層の周知に取り組んでいく。

医師—医師間 (DtD)

遠隔相談

【概要】画像を見ながら遠隔地の医師との症例検討を行うなど、医師等に指導を行う。

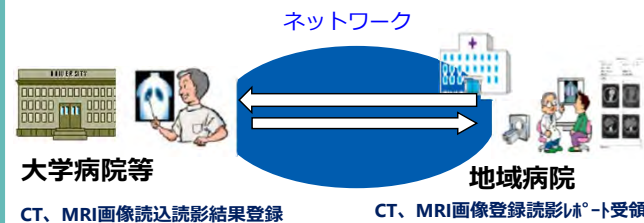
【効果】医療の地域間格差の解消、患者やその保護者などの安心感向上につながる。



遠隔画像診断

【概要】X線写真やMRI画像など、放射線科で使用される画像を通信で伝送し、遠隔地の専門医が診断を行う。

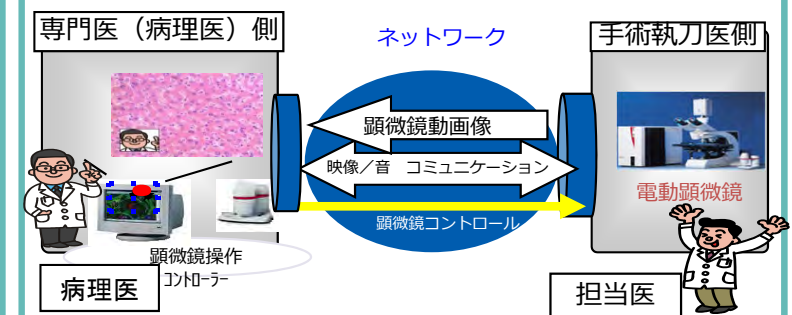
【効果】専門医による高度で専門的な診断を受けられる。



遠隔病理診断

【概要】体組織の画像や顕微鏡の映像を送受信するなどし、遠隔地の医師が、特に手術中にリアルタイムに遠隔診断を行う。

【効果】リアルタイムで手術範囲の決定など専門医の判断を仰ぐことができる。



遠隔医療について②

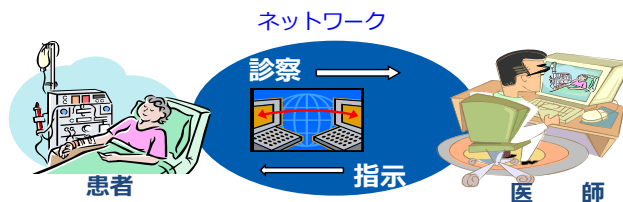
- オンライン診療については、平成30年3月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を策定。
令和2年4月に、コロナ下の特例的措置として初診からのオンライン診療を可能とするとともに、こうしたコロナ下におけるオンライン診療の実施状況を踏まえ、令和4年1月に指針を改訂したところ。
- 今後、オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針を策定するとともに、地域の医療関係者や関係学会の協力を得ながら、地域における活用の好事例を収集し、横展開を進めていく。

医師—患者間 (DtoP)

遠隔診療 (オンライン診療)

【概要】 情報通信機器で、測定した生体情報(体温、血圧、脈拍、尿糖値等)や患者の映像・音声を遠隔地の医師へネットワークを通じ送信し医師に対し有用な情報を提供。

【効果】 交通インフラが不十分であったり、高齢化・過疎のため受診が困難な患者に対する医療の提供が可能となる。



「オンライン診療の適切な実施に関する方針」改訂のポイント

- 規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）において、初診からのオンライン診療について、原則としてかかりつけ医によるほか、それ以外に実施可能な場合について一定の要件を含む具体案を検討するとされた。
- これを受け、かかりつけ医以外の医師が初診からのオンライン診療を行う場合の要件として、
 - ・ 初診に必要な医学的情報
 - ・ 診療前相談について
 - ・ 症状について
 - ・ 処方について
 - ・ 対面診療の実施体制に関する整理を行い、令和4年1月に指針を改訂した。